

有料

BURNABLE GARBAGE

燃やせるごみ

燃やせるごみは
オレンジのごみ袋

「40Lの指定袋からはみ出るもの」・「40Lの指定袋に入らないもの」は粗大ごみ

草・花・木・材木・木製品



■土を落として乾燥させてから袋に入れる。

紙類（紙くず・紙箱・紙袋など）

汚れた紙パック、汚れたダンボール、汚れた新聞（折込チラシ含む）、汚れた本・雑誌を含む。



- 「汚れているもの」とは目視で汚れの付着が確認できるものです。
- ♻️マークがついており、汚れていない紙パックは「資源物（③紙パック）」へ。
ただし、中が銀色のパックは「資源物」ではなく「燃やせるごみ」へ。



資源物

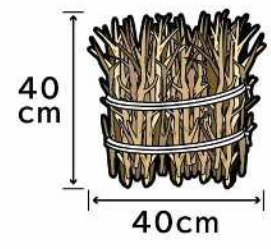


燃やせるごみへ

※汚れていない紙類を「燃やせるごみ」で出すことはできますが、極力資源化するようにご協力願います。

小枝（1本の直径が10cm未満）

下記の方法で「燃やせるごみ袋」を使わず、ごみ処理券を使って「燃やせるごみ」として出すことができます。



- ① 枝の長さを40cm以下にする。
- ② 直径40cm以下になるように束ねる。
- ③ 100円の「ごみ処理券」を貼る。
※10束まで1枚（100円）の処理券で出すことができます。

〇ごみ処理券の必要枚数（例）

束の数	ごみ処理券の枚数
1～10束	1枚（100円）
11～20束	2枚（200円）
21～30束	3枚（300円）

- 長さ2m以下のひもでしばる。
（2周が目安）
- 粘着テープは使わないでください。
- 1本の直径が10cm以上のものは、「燃やせないごみ」または「粗大ごみ」へ。
- 事前申し込みは不要です。

「紙製容器包装」や「雑紙」は集団資源回収で回収している町内会等もあります。

28ページ参照

- 「紙製容器包装」とは
♻️マークがついた紙製の箱や容器のこと。
- 「雑紙」とは
紙製容器包装、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌以外の紙のこと。

製品に付属した金属は可能な限り取りはずし、「燃やせないごみ」へ！
 ※製品に付属している金属がごく一部であれば、そのまま「燃やせるごみ」として収集します。

プラスチック・ビニール製品 (☑がついていないもの)



(例)

- ビデオテープ
- ストロー
- 文房具
- バケツ
- スプーン・フォーク
- CD・DVD (ケース含む)
- ホース
- 歯ブラシ など

■長辺が2mを超えるもの2m以下に切断して「燃やせるごみ」へ。

■切断できず2mを超えるものは「燃やせないごみ」へ。

汚れたプラスチック容器包装 汚れたペットボトル

☑ マークがついている汚れた容器包装・発泡スチロール、緩衝材(気泡シート)、ネット、☑がついているペットボトルなど。



(例)

- 汚れたケチャップやマヨネーズの容器
- 汚れたカップ麺容器 など

■洗えばきれいになる物は、洗って「資源物(②プラスチック容器包装)」へ。

■「汚れているもの」とは目視で汚れの付着が確認できるものです。

皮革製品類・ゴム製品類



(例)

- カバン
- 長靴
- 革靴
- ベルト
- スニーカー
- 輪ゴム など

衣類・布類



(例)

- 衣類
- タオル
- シーツ
- カーテン
- 毛布、布団、じゅうたん
(長辺が2m以下かつ40Lの「燃やせるごみ袋」に収まるもの) など

■長辺が2mを超える毛布・布団・じゅうたんは、2m以下に切断して「燃やせるごみ」へ。

■2m以下に切断できない場合は下記のとおりです。

●40Lの「燃やせないごみ袋」に収まる場合
 ⇒「燃やせないごみ」

●40Lの「燃やせないごみ袋」からはみ出る場合
 ⇒「粗大ごみ」

■下着などの一部を除く古着は市役所で無料回収しています。

29ページ参照

食用油・塗料



- 食用油は、凝固剤で固めるか、紙などに染み込ませる。
- ペンキ等の塗料は、乾燥等により固形化させるか、布などにしたたらない程度に染み込ませる。
- 食用油は市役所で無料回収しています。

29ページ参照

15cm以上の大きさの生ごみ

(例)

- 魚や肉などの骨
- ハロウィンかぼちゃ など
- 15cm以上の物でも、小さくできるものは15cm未満にして「生ごみ」として出してください。

15cmの簡単な測り方

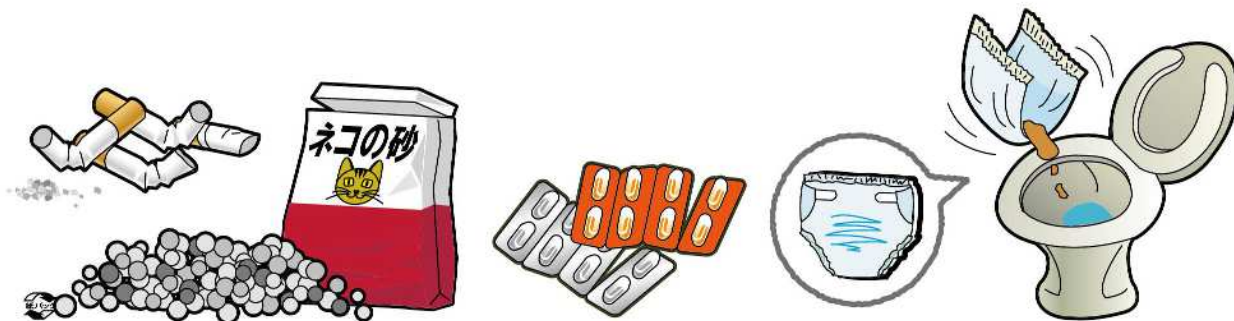
大人の手で

- ①「グー」と握ります。
 - ②親指と小指を軽く開きます。
- この間が約15cmです。



●その他間違いやすいもの (全て「燃やせるごみ」です)

たばこ・生理用品・紙おむつ・ペット用の砂・薬・乾燥剤・保冷剤・使用済みの花火



- たばこは水に浸してポリ袋などに入れる。
- 汚物・ペットのフンなどはトイレに流す。
- 薬は「燃やせるごみ」、薬の容器 (☒ マークつきのもの) は「資源物 (②プラスチック容器包装)」へ。
- 使用済みの花火は「燃やせるごみ」、未使用の花火は水に浸して「キケンごみ」へ。

次の4品目は「生ごみ」ではなく「燃やせるごみ」として出してください。

卵の殻・貝殻・トウモロコシの皮・タケノコの皮

- 生ごみ処理施設の機械を損傷させる可能性があるため、「生ごみ」ではなく、「燃やせるごみ」として出してください。

